

移住定住促進住宅改修 支援事業補助金

対象者は、下の①、②の条件いずれも該当する方です。

① 令和6年4月1日以降に移住された方

- ・令和6年4月1日以降に本市の住民基本台帳に記録された移住者のうち、移住後1年未満の方。
(ただし、補助金の完了報告書提出時まで本市の住民基本台帳に記録された方を含む)
- ・本市に転入した移住者であって、転入した日の前日までに5年以上継続して、本市の住民基本台帳に記録されていない方。

② 移住前の市区町村で税金を滞納していない方

- ・移住する直前に住所を有していた市区町村において、直近1年度に市区町村税を滞納していないこと。

対象経費は、対象者が自己の居住のために市内の住宅を取得し、改修を行うものであって、次に掲げる経費の総額が100万円以上(消費税及び地方消費税除く)であることです。また、申請回数は、1戸につき1回を限度とします。

- ☞水道、ガス又は電気設備の改修費
- ☞台所、トイレ又は風呂の改修費
- ☞内装、外装、又は屋根の改修費
- ☞改築、増築及び減築等の工事又は修繕に要する経費
- ☞その他市長が必要と認める経費

補助金額
15万円

【注意】

居住の用に要する箇所の改修であること。また、国、県その他地方公共団体等から本事業に類する補助その他の助成を受けていないこと。